

○高知縣市町村職員共済組合公印規則

(昭和 39 年 9 月 22 日高共規則第 5 号)

改正 昭和 43 年 8 月 2 日高共規則第 9 号 平成 27 年 3 月 23 日高共規則第 3 号
令和 4 年 3 月 17 日高共規則第 1 号 一年一月一日高共規則第一号

(趣旨)

第 1 条 高知縣市町村職員共済組合の公印については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の管理)

第 2 条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう監守を厳重にするとともに、つねに鮮明にしておかなければならない。

(公印の種類及び寸法)

第 3 条 公印の種類は、組合印・理事長印(A)・理事長印(B)出納役専用)・理事長職務代理者印・事務局長印・出納主任印とし、寸法及びひな形は別表第 1 及び第 2 の通りとする。

(公印の管守者及び管守場所)

第 4 条 組合印・理事長印(A)・理事長職務代理者印・事務局長印の公印は総務課に置き総務課長がこれを管守する。

2 前項の規定にかかわらず執務時間外における理事長印(A)の公印は総務課に置き、総務課長がこれを管守する。ただし、総務課長に事故あるときは、総務課長の委任を受けた者がこれを管守する。

3 理事長印(B)出納役専用)の公印は、出納役、出納主任印及び共済貯金出納印の公印は、出納主任がそれぞれ管守する。

(新調、改刻、廃止)

第 5 条 事務局長は、公印を新調し、改刻し、又は廃止(以下「異動」という。)しようとするときは、主務課長と合議の上、理事長の承認を得て、これをしなければならない。

(公印台帳)

第 6 条 公印は、公印台帳(別記様式)に押印し、異動のつど必要事項を記載しておかなければならない。

(旧印の保存)

第 7 条 改刻その他の理由により使用しなくなった公印は、使用を廃止した日から起算して 5 年間保存しなければならない。

(公印の告示)

第 8 条 公印を新調もしくは改刻したとき又は公印の使用を廃したときは、印影を付してその旨告示するものとする。

附 則

この規則は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 8 月 2 日高共規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日高共規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 17 日高共規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。


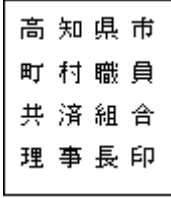
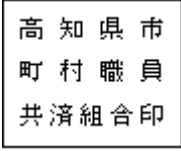
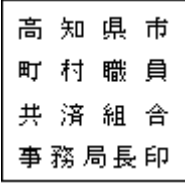
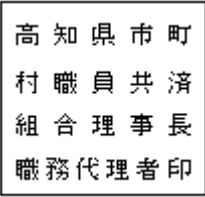
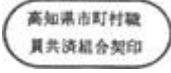



附 則(令和 4 年 11 月 30 日高共規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

名称	ひな型	書体寸法
組合印	1	てん書方 24 糎
理事長印(A)	2	てん書方 21 糎
理事長印(B)	3	古書体方 18 糎
理事長職務代理人印	4	てん書方 21 糎
事務局長印	5	てん書方 18 糎
出納主任印	6	古書体直径 15 糎
共済貯金出納印	7	てん書直径 9 糎
契印	8	てん書縦 33 糎 横 13 糎
共済会館印	9	てん書方 21 糎

別表第2

3	理事長印(B) 出納役専用	2	理事長印 (A)	1	組合印
					
		5	事務局長 印	4	理事長職務 代理者印
					
8	契印	7	共済貯金 出納印	6	出納主任印
					
				9	共済会館印
					

別記様式

公印台帳
[別紙参照]